



## 「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する解明申し入れ

### 全項目

### 申3号解明申し入れ 9月4日に提出しました！ その②

#### 【施策の目的】

1. 本施策を実施する目的を明らかにすること。
2. 本施策実施後、「安全」と「車両品質」をどのように担保するのか明らかにすること。
3. 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」の成果と課題、ならびに本施策の提案に至る変化点を明らかにすること。
4. 新系列車両の機能保全を委託できるとする根拠を明らかにすること。
5. 新動力車・気動車・機関車・客車・新幹線電車の交番検査等についても本施策により委託可能とするのかを明らかにすること。
6. 本施策における委託対象箇所ならびに委託先会社を明らかにするとともに、その基準を明らかにすること。
7. 本施策における委託は、職場毎や車種毎など、どのような単位で実施するのか明らかにするとともに、すでに委託可能とされている業務についても併せて委託する考えはあるのかを明らかにすること。
8. 本施策によってグループ会社の労働条件が向上するのかを明らかにすること。

#### 【技術フィールドの確保】

9. 鉄道事業者として保有すべき技術フィールドと、水平分業可能な技術フィールドの考え方をそれぞれ明らかにすること。
10. 本施策実施後、JR本体社員の技術力をどのように維持・向上するのか明らかにすること。
11. 委託後の機能保全における、不具合発見時の臨時修繕や一斉点検等の取扱いを具体的に明らかにすること。
12. 委託後の機能保全における、工具や試験装置、電子チェックリストの取扱いを明らかにするとともに、詰所等の改良を行うのか明らかにすること。

#### 【車両関係社員のライフサイクル】

13. 本施策実施後における、車両関係社員のライフサイクルを明らかにすること。
14. 新系列車両の機能保全を委託された車両センターに属する社員について、新系列車両の機能保全をどのように習得するのか明らかにすること。
15. 本施策に伴い、委託先会社にて技術を学ぶための出向が生じるのか明らかにすること。

#### 【車両関係職場の将来像】

16. JR東日本における車両関係職場の将来像を明らかにすること。
17. 現在、交番検査を委託している箇所に新系列車両が導入された場合の考え方を明らかにすること。

#### 【本施策実施時の取扱い】

18. 本施策に伴う委託会社社員への教育方法を明らかにするとともに、現行の交番検査・機能保全担当社員の出向が生じるのかを明らかにすること。
19. 本施策に伴い担務変更や異動、出向が生じる場合、本人とのコミュニケーションをどのように行うのかを明らかにすること。
20. 本施策に伴う契約および発注フローを明らかにすること。
21. 地方における労使議論のスケジュールについて考え方を明らかにすること。

**安全で技術継承できる検修職場をつくり出そう！**